



横大路 まちづくりニュース

第 9 号

横大路地区まちづくり計画の案・特別指定区域の指定の案の縦覧が終了しました

横大路まちづくり協議会では、平成 21 年 9 月 16 日～平成 21 年 9 月 30 日の間、横大路公会堂及び市役所都市計画課にて、地区まちづくり計画と特別指定区域の指定の案について、縦覧を行いました。その結果 2 件の意見書の提出がありました。

意見書の対応について、まちづくり協議会にて検討しました

提出されました土地利用計画に関する意見書については、10 月 24 日（土）のまちづくり協議会役員会にて対応を協議し、集落区域を 3 箇所追加する修正を行うことになりました。また、西山町内会との境界調整や図面訂正を行いました。

これらを反映し、総会での議案書として整理しました。

地区まちづくり計画と特別指定区域の案を議決するため、まちづくり協議会総会を開催します

下記のとおり、横大路地区まちづくり協議会の総会を開催します。この総会にて、地区まちづくり計画の案と、特別指定区域の指定の案を議決します。重要な総会になりますので、みなさん、是非ご出席下さい。

やむを得ず出席できない方は委任状の提出をお願いします。

（案内状と議案書は、同封しております）

日時：平成 21 年 11 月 21 日（土）午後 7 時 30 分から

場所：横大路公会堂

議案： 横大路地区まちづくり計画（案）について

特別指定区域（案）について

< 議案の概要を紹介します >

議案1：横大路地区まちづくり計画（案）の要点

まちづくりに関する方針(要点)

将来目標を、「自然に恵まれた、快適な暮らしと、ふれあいのある町づくり」とします。

戸建て住宅を中心とした快適な生活環境を創るため、建物の高さは10m以下（3階建て以下）とします。

汚水対策として、新築時に合併処理浄化槽の設置を義務づけます。

落ち着いた集落景観を継承するため、屋根や外壁に派手な色彩を使用しないようにします。

町内の生活道路は建て替えの時や空き地になった時に順次改良します。特に東西・南北の主要道路については優先的に取り組み、幅5mの確保をめざします。

農地、自然、歴史的資源などを保全します。峠の池や河川沿いに親水空間の整備をめざします。

住民同士のふれあい、交流を促進し、顔の見える関係づくりに取り組みます。 など

まちづくり構想図

上記の目標を実現するために、取り組むまちづくりの内容を地図上に示しています。

例えば、農地や田園風景を守る
峠の池の保全と活用
桜並木や散策道をつくる
空家等を活用して人を増やす 等

まちづくり区分図

まちづくり構想をもとに、将来の土地利用の区分を定めています。

保全する区域（森林保全ゾーン、農業保全ゾーン）

開発を許容する区域（農住共存ゾーン、集落活性化ゾーン）

土地利用計画図

上記のまちづくりを実現するため、将来に渡って基本となる「土地利用計画」を定めています。
（区域設定は右表参照）

保全区域	良好な自然環境を保全する区域（開発不可）
森林区域	森林としての地域環境の形成を図る区域 現況森林（一部キャンプ場などは可能）
農業区域	農業の振興を図る区域（農業関連施設等含む） ほ場整備した農用地と現況農地の保全
集落区域	家屋が建ち並び集落を形成している区域 （集落内の介在農地や空き地などは含む）

議案2：特別指定区域（案）の要点

特別指定区域図

土地利用計画を前提に、特別指定区域を指定しています。

地縁者あるいは新規居住者の転入のため、区域を定めるものです。

地縁者の住宅区域	地縁者が住宅を建てられる区域 地縁者とは、志方西小学校区又は隣接大字に10年以上居住していた方
新規居住者の住宅区域	誰でもが住宅を建てられる区域 集落区域内に地権者の同意のもとで定める

特別指定区域は今後もまちづくり協議会での検討を経て追加や変更も可能です。

お問い合わせ

まちづくり協議会に関することは...
まちづくり協議会会長（ ）まで
（電話： ）

田園まちづくり制度に関することは...
加古川市役所都市計画課（ ）まで
（電話： ）